

# 公立・法人等 無償化についての保育の要件

【申込条件】 認可外保育園利用児童（3オクラス～5才卒園児クラスまで）、幼稚園等の午後預かり利用児童、待機児童で一時預かり施設利用児童  
 ※どの児童も無条件で無償化対象ではありません。

すべての児童が無条件で無償化対象ではありませんので、基準等を十分確認されたうえで申し込みください。

※0～2歳クラスの無認可保育園利用者は、非課税世帯のみ

※一度認定されても以下の要件が変更となった場合は、変更申請が必要となり、再度判定をさせていただきます。

No	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施期間	備考(添付資料等について)
1	就労	ひと月において月64時間以上就労していること。	就労期間中	同居している18才以上65才以下全員並びに別居保護者の就労証明書等
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前3ヶ月 産後6ヶ月	妊娠証明書(出産予定日のわかるもの) 産後は出産日のページの写しの提出 ※産後6ヶ月経過後の求職活動での延長はできません
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	指定診断書の提出
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	介護/看護証明書の提出
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている(震災・火災・風水害等)	災害復旧に要する期間	
6	求職活動	求職活動(起業の準備等を含む)を継続的にこなしていること。	90日間	ハローワークの登録証の写し、求職活動の実績の提出
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等にかよっている。	就学期間中	
8	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある	必要な期間	
9	育児休業(注)	育児休業取得時に、既に保育・預かりを利用している児童がいて、同一施設での継続利用が必要であると認められること。注意:公立幼稚園預かり事業では原則該当しません	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	就労証明書に育児休業期間の記載が必要です
10	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	

【預かり利用開始日について】 開始日時については、申請の上調整となります。

※公立幼稚園の預かり保育については、園によって実施できない場合があります。また定員もあります。利用できない場合、認可保育園(2号)や一時預かり施設をご案内する場合があります。

**※施設等利用給付認定通知書(認定変更通知書)を、ご利用の園・施設に必ずご提示ください。(利用期間がある間は保管されてください)**

認定されている期間の間は無償化対象(施設により償還払いとなるか現物給付となるか異なります)となります。期限が切れる場合は、期限内に新たな保育を必要とする事由の書類を下記まで持参し手続きください。

問い合わせ先: 宮古島市福祉部子ども未来課 保育幼稚園係

TEL:0980-72-3751(代表)